電話会議による委員会審査に関する手順書

（徳島県立中央病院治験審査委員会標準業務手順書　補遺）

第１条　目的

本手順書は、当該治験審査委員会が設置している「徳島県立中央病院治験審査委員会標準業務手順書」に基づいて、電話会議によって委員会審査を行う際の手順を定めるものである。

２　本手順書では「治験審査委員会」を以下「IRB」という。

３　本手順書は、必要時に随時改訂する。

第２条　電話会議を使用した委員会審査の手順

電話会議によって、一堂に会して行う会議と同等の審議を行うことが可能な場合には、電話会議によって会議に参加した IRB 委員も出席したものとみなし、審議採決に参加できるものとする。

２　電話会議へは、会議の内容が漏洩しないよう配慮された空間での参加を厳守とし、当該委員の音声を確認したことをもって出席とみなす。

３　IRB 議事録には、電話会議によって行われた会議であることを記録する。

４　その他、資料配布等については治験審査委員会標準業務手順書に準ずる。

附　　則

本補遺は、令和２年５月 12 日より施行する。